

令和3年第6回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和3年6月25日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時15分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時57分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野澤 明 廣	出	11	内田 平 三	出
2	石澤 清 治	出	12	坂本 和 彦	出
3	八木 秀 雄	出		坂本 規 男	出
4	柴崎 高 志	欠		柴崎 徹	出
5	室岡 重 雄	出		加藤 和 明	出
6	新井 一 弘	出		須賀 正 光	出
7	小和 瀨 守	出		吉田 信 雄	出
8	石田 裕 司	出		吉田 一 行	出
9	小野 田 房 良	出		關谷 利 男	出
10	中嶋 安 男	欠		小淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
 次 長 清水周二
 書 記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第6回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、柴崎高志委員、中嶋安男委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局長	<p>令和3年第6回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第5号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第63号から議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第66号から議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第73号、農地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、坂本和彦委員と八木秀雄委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第5号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第5号について事務局の説明を求めます。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものでございます。</p> <p>それでは、報告第5号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>農業用施設の内容としましては、農業用倉庫となります。施設の内容は、農業用の機械や道具、肥料を収納するもので、こちらは、既に設置されておりますので、設置後の届出となります。</p>
議長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>報告事項ですのでご了解をお願いします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第63号から議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第63号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設</p>

	<p>定するものです。</p> <p>それでは、議案第 63 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、農業を営んでいない譲渡人は、農地を使ってもらえるならということ、贈与することにしたということです。</p> <p>譲受人は、現在は自家用野菜を作付していましたが、今般、農地を譲り受けるにあたり、生産量を増やし、後には販売を行っていききたいとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
事務局	
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>吉田推進委員。</p>
吉田推進委員	<p>去る 20 日の日に、坂本委員と二人で現地確認いたしました。現在、柿の木が植えてあって、そこまで荒れているような所ではなかったようです。譲受人の〇〇さんとは、誰だろうと地元の方に聞いたら、親が〇〇さんということで、確認できたところです。今現在、そこまで大きく農業をやっているわけではないのですが、先ほど説明がありましたように、今後は農家を大きくしたいという要望もあったようですので、問題なく使用できると思います。</p> <p>また、その土地自体が、譲受人宅の裏の方というか、住まいから 200m も離れていないような所ですので、周りも畑等で使用されており、よりきれいな畑になると思いますので、支障なく使用できると思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 63 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 63 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次の議案第 64 号及び議案第 65 号については関連がありますので、一括審議といたします。</p> <p>議案第 64 号及び議案第 65 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 64 号及び第 65 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>それぞれ、自宅に近い農地と交換し、農業経営の効率化を図るとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員に意見を求めます。</p> <p>吉田推進委員。</p>
吉田推進委員	<p>去る 20 日の日に坂本委員と現地確認と地主さんにお会いして確認しました。〇〇さんが、最初に△△さんの土地を貸してほしいという要望を出しまして、議案第 64 号の土地も長年、別の方に貸していたのですが、今年亡くなりまして、土地を返されたという形になっていま</p>

	<p>す。〇〇さんの家のとなりの畑と並びになっていますので、非常に使い良いということで、△△さんへ、交換してくれないかとのことで、了承をつけて、交換することになりました。</p> <p>△△さんは、長年、教員をやっております、今まで農家をやっていたんですけども、教員を辞めてから、土地も随分あるので、少しやろうということで、進めていまして、色々と試行錯誤して作り始めたということでもあります。一生懸命、土地の管理をして、やっております、なんら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 64 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 64 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 65 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 65 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 66 号から議案第 72 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 66 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 66 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、隣接地に暮らしている親族の介護等を目的に住宅の建設を計画し、今回の申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地への支障、法の求める一般的な許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
坂本推進委員	<p>坂本推進委員。</p> <p>20 日の日に柴崎委員と二人で現地を確認してまいりました。現地は現状、荒れた状態ですが、周りは住宅地で、すぐ前には 4m 道路が通って、宅地にするには最適じゃないかなと思います。特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 66 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 66 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>

事務局	<p>次に、議案第 67 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 67 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、住宅のすぐ東側が鉄道の線路になっており、危険防止のため、農地転用の許可を受け、塀を建てましたが、転用の許可を受けていない今回の申請地にまたがっていたことが分かり、正式に許可を得るため、今回の申請に至ったとのことです。追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>坂本推進委員。</p>
坂本推進委員	<p>20 日の日に同じく柴崎委員と現地を確認してまいりました。この土地は鉄道と隣接した土地で、現状、宅地の中にきれいに囲まれたような土地になっていまして、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 67 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 67 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 68 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 68 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は新規採用等による従業員数の増加に伴い、現在ある駐車場だけでは足りないため、事業地に近い申請地を借り受け、駐車場敷地として利用したいと思い、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さん、ご意見ございますか。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>22 日の日に、私が現地調査をいたしました。譲受人は現在工事中であります、桜沢団地整備事業の調整池並びに公園等の整備のために、もともと使っていた駐車場が使えなくなって、その代替ということで、既に昨年、2 件の農地転用の許可となっております、駐車場となっております所もあるわけですが、その周辺、本当に近傍という形で、さらに追加で駐車場を用立てしたいという内容でした。申請地の南北に道路が整備されていまして、砂利敷ですが大体 4m 程度の幅員があって、その他、駐車場以外は住宅地というような土地でございます。今</p>

	<p>回の駐車場利用につきましては問題ないものと考えますので、協議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 68 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 68 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 69 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 69 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、賃貸住宅に家族 4 人で暮らしていますが、子どもの成長に伴い、現在の賃貸住宅では手狭となったため、駅や子どもの通学する小学校に近い本議案の申請地が住宅建築に最適であると考え、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>石田委員。</p>
石田委員	<p>議案第 69 号について報告します。先日 6 月 20 日の日曜日に中嶋委員、須賀推進委員とわたくし、石田で、現地調査と面談を行ってきました。面談した譲渡人は数年前に腰を痛め、手術をしており、娘さんとの二人暮らしで、到底農業のできる状況ではないこと、そして、案内図を見ていただくとおり、駅にも 250m 程で宅地化が進んでいますので、他の農地への影響はないものと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 69 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 69 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 70 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 70 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、家族 3 人で賃貸住宅に住んでいますが、小さい子どもがおり、子どもの泣き声などで隣接の方に迷惑をかけることが多く、戸建て住宅の建築を計画していたところ、駅や小学校へ近い今回の申請地を譲ってもらえることとなり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支</p>

	<p>障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を求めます。</p>
石田委員	<p>石田委員。</p> <p>議案第 70 号について報告いたします。先程と同じく、議案 69 号と隣接した土地ですので、先程の説明のとおり、問題ないものと考えますのでよろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 70 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 70 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 71 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>それでは、議案第 71 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、車やオートバイのレースサポート・修理や販売を行っており、町内で所有する宅地での修理を考えましたが、修理部品等の保管スペースが不足しており、近隣で保管場所を探していたところ、申請地が所有地に近く、保管場所に適していると思い、申請に至ったとのことです。</p> <p>現在は他県の土地で部品や車両の保管場所の利用がありますが、申請に伴い、それらの土地は手放す予定だということです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
石田委員	<p>石田委員。</p> <p>議案第 71 号について報告します。同じく 6 月 20 日の日曜日に、中嶋委員、須賀推進委員とわたくし、石田で、地主さんと連絡が取れなかったので現地調査のみ行ってまいりました。</p> <p>現場は急こう配地で、荒廃した竹林状態であり、畑に戻すのは困難な状態であると思います。周りの農地も同じく急こう配で、今の状態では作付けできる状態ではないと思われますので、従って申請どおり、駐車場及び資材置場にしたいほうが良いかと思われまますのでご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 71 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 72 号について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 72 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、賃貸住宅に 1 人で暮らしていますが、結婚を考え、自己用住宅の建築を計画したところ、申請地が、公共下水道が整備されており、駅やスーパーマーケット等の店舗が近く暮らしやすい土地だと考え、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さん、ご意見をお願いいたします。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>去る 20 日の日に、内田委員、吉田推進委員、3 人で現地調査をしてまいりました。申請地につきましては、宅地にほぼ囲まれていて周辺農地への影響というのは、殆どありません。我々、3 人ともやむを得ないもの、問題ないものと一致をしてきたところであります。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 72 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 72 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 73 号、農用地利用集積計画による利用権設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 73 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページから 6 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条、第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 73 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 4 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 4 人です。</p> <p>合計 30 筆で、14,141 平方メートル、そのうち、田が 4 筆で、2,677 平方メートル、畑が 26 筆で、11,464 平方メートルとなります。</p> <p>なお、ご決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告</p>

示いたします。

説明は、以上でございます。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
(委員の中から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 73 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 73 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。

(委員の中から、「なし」の声)

議長 事務局から何かありますか。

事務局から 1 点、ご連絡いたします。

次回の総会ですが、7 月 26 日月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。

繰り返し申し上げます。7 月 26 日月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは他に無いようですので、令和 3 年第 6 回総会を閉会いたします。

事務局長 ご協力ありがとうございました。

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

坂本 和彦 委員 八木 秀雄 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年6月25日

議長

室岡重雄

委員

坂本和彦

委員

八木秀雄